

令和5年度に講じようとする施策（食料安全保障の強化に向けた構造転換対策関係）

| 令和5年度に講じようとする施策 (食料安全保障の強化に向けた構造転換対策関係) | 予算重点事 項の項目 | 事業名 (令和5年度 当初予算) | 対策のポイント | 活動内容 (アクティビティ) | 成果目標 (アウトカム) |
|---|---------------------------------------|--|---|---|--|
| II 1(4)ウ(イ) <u>食品産業の持続性向上に向けて、輸入原材料の国産切 替え、環境や人権に配慮した原材料調達等を支援しま す。</u> | ③食品事業 者における 原材料の調 達安定化対 策 | サステナブル食品産業 モデル実証 事業 | 食品産業を持続可能なものとするため、国産原材料切替えによる新商品開発や輸入原材料の使用量節減、環境負荷低減等に配慮した取組等を支援します。 | ・高騰している輸入商品原材料を使用している食品製造事業者や飲食店を支援。価格が高騰している輸入食品原材料を使用する食品製造事業者や飲食店事業者等に対し、原材料を切り替えた新商品等の生産・販売（価格転嫁に見合う付加価値の高い新商品の開発を含む）や、原材料の使用コストを削減した新商品等の生産・販売、新たな生産方法の導入等の取組について臨時的に支援を行う。 | ・輸入食品原材料の価格高騰対策に取り組む事業者の事業執行100%を目指す。（令和5年度） |
| II 5(4)ア(エ) 輸入依存度の高い飼料穀物について、不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に備え、配合飼料メーカー等が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄、不測の事態により配合飼料の供給が困難となった地域への配合飼料の緊急運搬、関係者の連携体制の強化、飼料流通の効率化の実証等の災害に強い配合飼料輸送等の検討の取組に対して支援します。 | ⑥飼料の生 産・利用拡 大、安定供 給確保対策 | 飼料穀物備 蓄・流通合 理化事業 | 配合飼料製造事業者等が、不測の事態に備えて策定している事業継続計画（BCP）に基づき実施する飼料穀物の備蓄、緊急運搬、関係者の連携体制の強化の取組、飼料流通の効率化の実証等の取組を支援することにより、配合飼料の安定供給を確保し、畜産経営の安定を図ります。 | ○飼料穀物備蓄対策 ・配合飼料製造事業者等が事業継続計画(BCP)に基づき行う飼料穀物の保管の支援 ・配合飼料製造事業者等が緊急時に実施する配合飼料の緊急輸送の取組に対する支援 ・配合飼料製造事業者等の関係者間の連携体制の強化を図るための協議会開催等を支援 ○飼料流通合理化対策 ・民間団体等が行う持続可能な飼料輸送の実現に向けた検討会の開催費用を支援 ・民間団体等が行う飼料輸送の効率化・標準化に資する実証等の取組を支援 ・国産粗飼料の新たな広域流通体制の構築に資する計画に基づいた実証の取組を支援 | ○飼料穀物備蓄対策 ・配合飼料製造事業者等がBCPに定める備蓄数量を確実に維持しつつ、これまでの備蓄穀物の最大活用実績や国産濃厚飼料の流通状況等を踏まえ国全体としての適切な水準を確保する。(全事業実施主体の1か月あたりの平均備蓄数量 令和4年度：100万t) (実績 令和3年度：102万t) ・配合飼料製造事業者によるBCPの見直し（事業実施主体が見直しを実施していることが確認されたかどうか。令和5年度：100%） (実績 令和3年度：100%) ○飼料流通合理化対策 ・令和7年度までに事業実施者の飼料流通の効率（配送等所要時間など）を1割以上削減させる。 ・令和7年度までに事業実施者の飼料流通に係る温室効果ガスを1割以上削減する。 ・国産粗飼料の利用割合を増加させる。（令和7年度） |
| II 5(4)エ 化学肥料は、粗原料である天然資源が特定の地域に偏在していることから、我が国はその多くを海外からの輸入に依存しているため、肥料原料の海外からの安定調達を進めつつ、土壌診断による適正な肥料の施用、堆肥や下水等の肥料成分を含有する国内資源の利用拡大等、過度に輸入に依存する構造の転換を進めます。また、 <u>肥料原料の備蓄及びそれに必要な保管施設の整備を支援します。</u> | ⑤肥料の国 産化・安定 供給確保対 策 | 肥料の国産 化・安定供 給確保対策 のうち肥料 原料備蓄対 策事業 | 肥料原料のほとんどを海外に依存している中で、輸入が途絶した場合にも生産現場への肥料の供給を安定的に行うことができるよう、肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援します。 | ・主要な肥料原料の備蓄に要する保管費用、肥料原料を保管するために必要な保管施設の整備費用を支援する。 | ・安定供給体制の確保（備蓄数量（月数換算）令和9年度：3か月分） |

| | | | | | |
|--|----------------------------------|---|---|---|--|
| <p>III5(1)ウ <u>麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等を推進します。</u></p> | <p>①畑作物の 本作物化対策</p> | <p>農業農村整備等</p> | <p>担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、水田の畑地化・汎用化や農地の大区画化等の基盤整備を推進します。</p> | <p>○農業競争力強化基盤整備事業 ・都道府県等の事業実施主体に対して、農地の大区画化・汎用化等の整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新等の整備を支援</p> <p>○農地の整備（直轄） ・広域な農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施</p> | <p>・令和7年度までに基盤整備完了地区における担い手への農地集積率を80%以上に向上させる。 （実績 令和3年度：92%）</p> <p>・令和7年度までに裏作が可能な地域における基盤整備完了地区の耕地利用率を125%以上に向上させる。 （実績 令和3年度：117%）</p> |
| <p>III6(1)イ(ア) 家畜排せつ物の土づくりや肥料利用を促進するため、家畜排せつ物処理施設の機能強化・堆肥のペレット化等を推進します。<u>飼料の安定生産については、草地整備・草地改良や飼料生産組織の運営強化、放牧及び未利用資源の活用等の体制整備、公共牧場等有する広大な草地等のフル活用、飼料用とうもろこし等の生産拡大、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の増産や安定確保に向けた指導・研修、飼料用種子の備蓄、エコフィード等の利活用等により、国産飼料の生産・利用を推進します。</u></p> | <p>⑥飼料の生産・利用拡大、安定供給確保対策</p> | <p>畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大 公共牧場機能強化等体制整備事業</p> | <p>飼料の安定生産のための草地改良や飼料生産組織の運営強化、放牧及び未利用資源の活用等の国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備、公共牧場等有する広大な草地等のフル活用による国産飼料の生産・供給などの取組を支援し、飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進を図ります。</p> | <p>○国産飼料資源生産利用拡大対策 ・民間団体等が未利用資源の活用を促す取組や未利用資源を飼料化する実証を支援する。</p> <p>・民間企業、農業者の組織する団体等が行う放牧地の簡易整備や地域内における放牧実施体制の構築、普及啓発等の取組を支援する。</p> <p>○公共牧場機能強化等体制整備事業 ・公共牧場を所有又は管理する農業者団体等に対し、強化計画の策定とそれに基づく取組に係る経費等を支援</p> | <p>○国産飼料資源生産利用拡大対策 ・令和12年度に、国産原料由来のエコフィードの生産量を37万TDNtまで引き上げる。（※TDN:Total Digestible Nutrients(可消化養分総量)） （実績 令和2年度：30万TDNt）</p> <p>・放牧頭数の増加（令和4年度：50万頭） （実績 令和3年度：38.5万頭）</p> <p>○公共牧場機能強化等体制整備事業 ・事業完了年度から3年以内に繁殖雌牛頭数の2倍以上の頭数の和子牛を生産。（令和7年度） ・受精卵の供給個数又は自牧場での受精卵移植個数の10%以上増加（受精卵移植を活用する場合）（令和7年度）</p> |
| <p>III6(2)ア(イ) ・実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、<u>加工・業務用向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援</u>します。</p> | <p>④加工・業務用野菜の生産拡大対策</p> | <p>加工・業務用野菜の生産拡大対策</p> | <p>・実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援します。</p> | <p>・産地の持続的な生産力強化等に向けて、農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を関連事業における優先採択と併せて総合的に支援 ※持続的生産強化対策事業全体の活動内容</p> | <p>・指定野菜（ばれいしょを除く）における加工・業務用向け出荷量の増加率（平成27年度（基準年：100%）に対し、令和7年度までに150%まで増加） （実績 令和3年度：97%）</p> |
| <p>III6(3)ア(イ) 水田活用の直接支払交付金等により、麦、大豆、米粉用米等、戦略作物の本作物化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりや<u>水田を畑地化して畑作物の定着を図る取組を支援</u>します。</p> | <p>①畑作物の本作物化対策</p> | <p>畑地化促進助成</p> | <p>水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。</p> | <p>・水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援</p> | <p>・小麦の生産数量を108万tにする。（令和12年度） （実績 令和4年度：99万t）</p> <p>・大豆の生産数量を34万tにする。（令和12年度） （実績 令和3年度：25万t）</p> |

| | | | | | |
|--|-------------------------------|---|--|---|--|
| <p>III6(3)イ</p> <p>国産麦・大豆については、需要に応じた生産に向けて、<u>作付けの団地化の推進やブロックローテーション、営農技術の導入等の支援</u>を通じた産地の生産体制の強化や、生産の効率化のほか、実需の求める量・品質・価格の安定に向けた取組を支援します。</p> | <p>①畑作物の 本化作対策</p> | <p>国産小麦・ 大豆供給力 強化総合対 策</p> | <p>麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入等を支援します。</p> | <p>・産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援する。</p> | <p>・小麦の生産数量を108万tにする。（令和12年度） （実績 令和4年度：99万t）</p> <p>・大豆の生産数量を34万tにする。（令和12年度） （実績 令和3年度：25万t）</p> |
| <p>III6(3)エ(ア)</p> <p>米粉製品のコスト低減に資する取組事例や新たな米粉加工品の情報発信等の需要拡大に向けた取組を実施し、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の推進に資する情報交換会を開催するとともに、<u>ノングルテン米粉の製造工程管理JASの普及を推進します。また、米粉を原料とした商品の開発・普及や製粉企業等の施設整備、米粉専用品種の種子増産に必要な機械・施設の導入等を支援します。</u></p> | <p>②米粉の利 用拡大支援 対策</p> | <p>強い農業づ くり総合支 援交付金の うち米粉関 連施設支援</p> | <p>米粉の利用拡大に向け、製粉業者、食品製造事業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設や米粉の利用拡大が期待されるパン・麺用の米粉専用品種の増産に向け、必要な種子生産のための施設整備を支援します。</p> | <p>・米粉の利用拡大に向け、製粉業者、食品製造事業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設や米粉の利用拡大が期待されるパン・麺用の米粉専用品種の増産に向け、必要な種子生産のための施設整備を支援</p> | <p>・事業実施地区の目標年度における成果目標（販売額の増加率又は生産コストの削減率）の達成率が80%以上（令和12年度）</p> <p>・事業実施地区の目標年度における成果目標（耕種作物の輸出向け出荷量又は出荷額の増加率）の達成率が80%以上（令和12年度）</p> <p>※成果目標のうち、産地基幹施設等支援（うち耕種）に関するもの</p> |
| <p>III7(3)</p> <p>みどり戦略の実現に向け、化学肥料等の使用量削減と高い生産性を両立する革新的な新品種の早期開発を推進し、<u>スマート育種基盤を低コスト化・高精度化する</u>とともに、<u>多品目に利用できるスマート育種基盤を構築</u>します。農林漁業者等のニーズに対応する研究開発として、子実用とうもろこしを導入した高収益・低投入型大規模ブロックローテーション体系の構築、有機栽培に対応した病害虫対策技術の構築等を推進します。さらに、産学官が連携して異分野のアイデア・技術等を農林水産・食品分野に導入し、国の重要施策の推進や現場課題の解決に資する革新的な技術・商品サービスを生み出す研究を支援します。</p> | <p>⑦生産資材 の使用低減 対策</p> | <p>みどりの食 料システム 戦略実現技 術開発・実 証事業のう ち新品種の 開発</p> | <p>「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、化学肥料等の使用量削減と高い生産性を両立する革新的な新品種を迅速に開発するため、スマート育種技術を低コスト化・高精度化するとともに、多品目で利用できるスマート育種基盤を構築します。</p> | <p>・品種の迅速な開発に必要なスマート育種技術を低コスト化・高精度化するとともに、稲、麦類等の主要穀物だけでなく野菜、果樹等の多品目に利用できるスマート育種基盤を構築</p> <p>・民間企業や公設試の育種事業者が利用できる育種支援ツールを開発</p> | <p>・開発するスマート育種技術が普及することにより、民間企業や公設試の新品種開発にかかる年限と労力コストの半減を実現。（令和12年度）</p> |

| | | | | | |
|---|---------------------|---|--|---|--|
| <p>III8(1)、IX6 みどり戦略の実現に向けて「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号)(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、化学農薬や化学肥料の低減等の環境負荷低減に係る計画の認定を受けた事業者に対して税制特例や無利子融資等の支援措置を講じます。また、みどりの食料システム戦略推進総合対策等により、みどり戦略の実現に資する研究開発、<u>必要な施設の整備等、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援</u>します。</p> | <p>⑦生産資材の使用低減対策</p> | <p>強い農業づくり総合支援交付金のうちみどりの食料システム戦略の推進</p> | <p>産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、<u>強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援</u>します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。</p> | <p>・産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、<u>強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援</u> また、地域農業者の現象や労働力不足生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援</p> <p>※強い農業づくり総合支援交付金全体の活動内容</p> | <p>・事業実施地区の目標年度における成果目標（販売額の増加率又は生産コストの削減率）の達成率が80%以上（令和12年度）</p> <p>・事業実施地区の目標年度における成果目標（耕種作物の輸出向け出荷量又は出荷額の増加率）の達成率が80%以上（令和12年度）</p> <p>・事業実施地区の目標年度における成果目標（畜産物の輸出向け出荷量又は出荷額の増加率）の達成率が80%以上（令和12年度）</p> <p>※成果目標のうち、産地基幹施設等支援に関するもの</p> |
| <p>III9(2)ウ <u>環境保全型農業直接支払制度</u>により、堆肥の施用やカバークロープ等、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援します。また、バイオ炭の農地施用に伴う影響評価、炭素貯留効果と土壌改良効果を併せ持つバイオ炭資材の開発等に取り組みます。</p> | <p>⑦生産資材の使用低減対策</p> | <p>環境保全型農業直接支払交付金</p> | <p>農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。</p> | <p>・持続的な食料システムの構築のため、生産者及び関係者を対象に環境負荷低減に係る実証や産地戦略の策定等及び関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりに係る取組等を支援</p> <p>・生産者の脱炭素に向けた努力・工夫による温室効果ガス削減効果の算定について、手引の作成、実証等を実施</p> | <p>・全都道府県において、地域の主要品目の栽培暦の見直しを実施。（令和6年度）</p> <p>・環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している消費者の割合を50%に拡大する。（令和7年度）</p> |
| <p>III9(3)ウ <u>環境保全型農業直接支払制度</u>により、有機農業や冬期湛水管理等、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援します。</p> | <p>⑦生産資材の使用低減対策</p> | <p>環境保全型農業直接支払交付金</p> | <p>農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。</p> | <p>・化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対し、その営農活動に係る掛かり増し経費を支援</p> | <p>・地球温暖化防止効果のある取組を通じて、温室効果ガス排出量を、令和6年度までの各年度14万tCO2削減（実績 令和3年度：16万tCO2/年）</p> |